

平成30年第6回（10月）臨時会

東伊豆町議会会議録

平成30年 10月26日 開会

平成30年 10月26日 閉会

東伊豆町議会

平成30年第6回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（10月26日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号））	5
○議案第59号 東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例の制定について	8
○議案第60号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）	14
○閉会の宣告	22
○署名議員	23

平成30年第6回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成30年10月26日(金)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東伊豆町
一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 5 議案第59号 東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例の制定
について
- 日程第 6 議案第60号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算(第7号)

出席議員(9名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 笠井政明君 | 2番 | 稲葉義仁君 |
| 3番 | 栗原京子君 | 5番 | 西塚孝男君 |
| 6番 | 内山愼一君 | 7番 | 飯田桂司君 |
| 12番 | 鈴木勉君 | 13番 | 定居利子君 |
| 14番 | 山田直志君 | | |

欠席議員(3名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 8番 | 須佐衛君 | 10番 | 藤井廣明君 |
| 11番 | 森田禮治君 | | |

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|-------------|-------|
| 町長 | 太田長八君 | 副町長 | 鈴木利昌君 |
| 教育長 | 黒田種樹君 | 総務課長 | 梅原裕一君 |
| 企画調整課長 | 遠藤一司君 | 税務課長 | 福岡俊裕君 |
| 住民福祉課長 | 齋藤匠君 | 住民福祉課
参事 | 木田尚宏君 |

健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	村上則将君
農林水産課参事	梅原巧君	観光商工課長	森田七徳君
建設課長	桑原建美君	防災課長	竹内茂君
会計課長兼 会計管理	正木三郎君	教育委員会事務局長補佐兼 社会教育係長	竹内理恵君
水道課長	石井尚徳君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（飯田桂司君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第6回臨時会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は9名で、議員の定数の半数に達しております。

よって、平成30年東伊豆町議会第6回臨時会は成立しましたので、開会します。

なお、8番、須佐議員、10番、藤井議員、11番、森田議員は、一身上の都合により、本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので、御報告します。

また、教育委員会事務局長にかわり、教育委員会局長補佐が本日の会議に出席するとの届け出が、農林水産課長が本日の会議を欠席するとの届け出がそれぞれ提出されておりますので、御報告します。

◎町長挨拶

○議長（飯田桂司君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第6回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大相撲の秋の地方巡業東伊豆場所が10月9日町立体育センターで開催されました。当日は秋晴れの好天に恵まれ、平日にもかかわらず、会場いっぱいの観客が詰めかけました。幼稚園、保育園児207名を含むおよそ1,500名の方に御来場いただき、迫力ある取組のほか、本場所では見ることのできない稽古、初っ切り、相撲甚句など巡業ならではの内容をお楽し

みいただけたことと思います、会場では力士の皆さんが、気さくに記念撮影やサインに応じてくださる姿を拝見して、町民の皆様にも大相撲を身近に感じていただけたのではないかと思います。

東伊豆場所の開催に当たりましては、町内の多くの企業、団体の皆様から大幟などの協賛をいただき、さらに多くのボランティアの方や、また観光協会の会員の皆様に土俵づくりなどの準備から片づけまで御尽力いただき、無事に東伊豆場所を終了することができました。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

細野高原では、10月から毎年恒例の秋のすすきイベントが始まりました。太平洋を望む東日本屈指のすすき野原として、また、世界認定された伊豆半島ジオパークのジオサイトとしてイベントのさらなる充実を図るとともに、町内関係団体はもちろんのこと、旅行エージェントや鉄道会社との連携により、昨年を上回る来場者が訪れるよう取り組んでおります。天候に大きく左右されるイベントではありますが、現時点では、前年をわずかながら上回る来場者となっており、今後、黄金色がさらに深まり見ごろを迎える下旬に向けて、来遊客の増加に大きな期待を寄せているところであります。

さて、本臨時会には、専決処分の承認案、条例の制定及び一般会計補正予算（第7号）の御審議をお願いすることとしております。詳細につきましては、後ほど上程されてから御説明申し上げたいと存じますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、これからの季節、朝夕は冷えてまいりますので、町民並びに議員各位におかれましては、健康に十分御留意され、御活躍されますよう御祈念申し上げまして、臨時会開会の挨拶とさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田桂司君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、西塚議員、6番、内山議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（飯田桂司君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（飯田桂司君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付してございます。

会議資料につきましては、議員控え室に置きますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号））

○議長（飯田桂司君） 日程第4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

この専決処分につきましては、去る10月1日の台風24号の影響により被災した公共施設について、早急に復旧する必要があるため、平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第6

号)を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ただいま提案されました専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについての、平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について概要を御説明いたします。

平成30年度東伊豆町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億158万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

18款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に319万8,000円を追加し、2億7,021万7,000円といたします。

1節財政調整基金繰入金、細節1財政調整基金繰入金319万8,000円の増は、今回の補正における財源不足額を補填措置いたしました内容でございます。

7ページ、8ページをごらん願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、去る10月1日の台風24号の影響により被災した公共施設の災害復旧に関する内容となっております。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目林業用施設災害復旧費、補正前の金額に24万5,000円を追加し52万円といたします。

事業コード1林業用施設災害復旧事業、15節工事請負費、細節1災害復旧工事24万5,000円の増につきましては、大川小溝線及び大川石神線の倒木除去など、復旧のための工事請負費の増額措置であります。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正前の金額に285万5,000円を追加し、1,442万3,000円といたします。

事業コード1 道路災害復旧事業、15節工事請負費、細節1 災害復旧工事285万5,000円の増につきましては、町道17路線の崩土、倒木除去など、復旧のための工事請負費の増額措置であります。

3項その他公共施設・公用施設災害復旧費、2目衛生施設災害復旧費、補正前の金額に9万8,000円を追加し19万6,000円といたします。

事業コード1 衛生施設災害復旧事業、15節工事請負費、細節1 災害復旧工事9万8,000円の増につきましては、保健福祉センター屋根破損箇所の復旧のための工事請負費の増額措置であります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額51億9,838万3,000円に319万8,000円を追加し、52億158万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額51億9,838万3,000円に319万8,000円を追加し、52億158万1,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、全額、一般財源といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに

決しました。

◎日程第5 議案第59号 東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する
条例の制定について

○議長（飯田桂司君） 日程第5 議案第59号 東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第59号 東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

美しい自然環境を保全し、町民の安全及び安心並びに地域社会の発展に寄与するため、太陽光発電設備設置事業に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては建設課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） 建設課長。

○建設課長（桑原建美君） ただいま提案されました議案第59号 東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例の制定について、資料にて説明いたしますので、条例とあわせてごらんください。

条例制定理由。

環境意識の高まりや、東日本大震災を教訓とした再生可能エネルギー推進施策により、伊豆半島内においても太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設は、設置件数が増加しており、大規模な工事による森林伐採、土砂災害や生活環境への影響が懸念されるところです。

美しい自然環境の保全をしていくためには、太陽光発電設備設置事業に必要な事項を定めることにより、町民の安全及び安心並びに地域社会の発展に寄与するため、東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例を制定することといたしました。

第1条は、東伊豆町の美しい自然環境を保全するため、太陽光発電設備設置事業に必要な事項を定めることにより、町民の安全及び安心並びに地域社会の発展に寄与することを目的

として定めるものです。

第2条は、基本理念について定めるものです。

第3条は、用語の定義を定めるもので、9月27日の全員協議会で御指摘のあった建築物についてつけ加えてございます。

第4条から第6条は、町、事業者、町民の責務について定めるものです。

第7条は、条例の適用除外について定めるものです。

第8条は、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域の指定について定めるものであり、規則で定義してございます。

第9条は、太陽光発電設備設置事業の着手の届け出に先立ち、地域住民等に対し、説明会を開催し、理解が得られるよう努めなければならないこととし、地域住民等から意見の申し出があったときは、協議しなければならないことについて定めるものです。

第10条は、太陽光発電設備設置事業に着手をするときや、変更しようとするときにおける届け出時期及び届け出事項について定めるものです。

次ページをお開きください。

第11条は、町内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときや、実施している太陽光発電設備設置事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならないことについて定めるものです。事業区域が抑制区域に含まれる場合、町長は原則同意しませんが、例外として太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平方メートル以下のものについては同意の対象となり得ることについて定めるものでございます。

第12条は、同意の基準は規則で定めること及び同意に当たって必要な条件を付すことができることについて定めるものです。

第13条は、町長の同意を受けた事業者は、太陽光発電設備設置事業を行っている間は、地域住民等から求められたときは、町長に提出した書類の写しの閲覧に応じなければならないことについて定めるものです。

第14条は、着手等を行う場合、事前に届け出なければならないことについて定めるものです。

第15条は、太陽光発電設備の設置工事が完了したときや、廃止作業が完了したときに必要な届け出及び内容の確認について定めるものでございます。

第16条は、必要に応じて関係者へ報告や資料の提出を求めることについて定めるものです。

第17条は、必要に応じて町職員に事業者等の事業所や、事業区域に立ち入らせ、書類等の

調査や、関係者へ質問させることができることについて定めるものです。

第18条は、指導、助言、勧告について定めるものです。

第19条は、勧告を受けた事業者が、正当な理由もなく、勧告に従わないときは、意見を述べる機会を与えた上で、事業者名や勧告の内容について経済産業省へ報告するほか、公表することについて定めるものです。

第20条は、この条例の施行に関し、必要な事項を別に定めることができることについて定めるものです。

次ページをお開きください。

附則第1項は、本条例の施行期日について定めるものです。

附則第2項から附則第8項は、経過措置として施行日前の準備行為について定めるもので、地域住民等への説明会並びに届け出等を定めるものです。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 3点について伺いたいと思います。

1点目なんですけれども、第3条の地域住民等という、地域住民を規定しているところがございませぬけれども、そこで、この条文を読みますと、この条文を普通に読んだ場合に、地縁団体、そのほか団体または農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体ということで、団体ということが対象になってきているかと思えます。

ただ、実際太陽光発電の施設建設において、一番やはり問題となるのが、設置をしたやはり下流域に住む方々が、森林伐採をしたりする、またそのことによって雨水等または沢への水が増大するとかということで被害を受けるというようなことがやはりよくあることではないかな。そうするとそういう人はこの地域住民という文言からすると、排除されないのかなということを条文からちょっと懸念をするところなんです、この点についてのお考えをまず1点伺いたい。

2つ目に、現在の太陽光発電事業について、それぞれしっかりとした事業者がやる反面、いまだに新FIT法が制定をされたというようなことはあるんですか。投資目的の太陽光事業というのがまだあって、ネットではいまだにこうした問題に対する投資の呼びかけなんか

は多数行われています。基本的に言えば新F I T法で分割や何かができないというふうには書いてあるんですが、いわゆる国の法令を通して、町のほうが許可をして、その後やはり分割するとかという事態というのは、起こり得ないのかな。またそういうことに対して一定の歯止めというものはあるのかなというのが2点目でございます。

3点目に、経過措置との関係で、この間も町のほうにもいろいろ相談等々がきていたかと思いますが、経過措置に該当するような計画はあるでしょうか。その点3点お願いいたします。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） 3点目は事務的なことですから、事務局に説明いたさせます。

1点目、この第3条関係でございます。下流の住民のことはどうするか。これは全協でも山田議員から質疑がありました。そのとき区が当然、区の同意が必要になってきますもので、当然区のほうにその旨地域住民の方が入った中で、下流の措置もそうですけれど、ちゃんと行ってやれば、区はそれなりに対応した中で、地域住民の意思、そういうのは決定するのではないかと考えておりますので、それを無視するのはできないと私考えておりますもので、それは区のほうの中で地域住民の中の河川の住民、これはそのほうで対応していきたいというふうに思うし、また、これがそうしたときには、山田議員が言ったように区長さん、区の責任者に対しましては、この方たちにもちゃんとした説明責任の中で、ある程度行ってほしいと。これは下流域の数が膨大になりますもので、それが区の中で対応していきたい、そう考えております。

次に、2点目の投資的目的、これは絶対にさせてはならないと考えております。その中で最初大きな土地を買っても細分。これは現にそういうものもあります。それなので今回はそれをもう一団の土地として取り扱えますもので、いくら細分化されたといたしましても、それは最初の一団の土地とする中でやった中で、これは阻止していきたい、そう考えておりますのでよろしく願いいたしたいと。

3点目につきましては、原課に説明いたさせます。

○議長（飯田桂司君） 建設課長。

○建設課長（桑原建美君） 3点目の経過措置に該当する件数はあるかということですが、資源エネルギー庁のホームページから資料を見ますと、現在認定されている箇所数は78カ所ございます。そのうちの今後、認定されている箇所は78カ所ですが、それ以外にも窓口のほうには、太陽光発電をやるに当たってどういう規制があるかという問い合わせが2件ほど今現

在来しております。

以上でございます。

○議長（飯田桂司君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、まず地域住民の概念の問題なんですけれど、ただ実際の問題で例えば熱川の風車みたいに、やはり場所が違うということで、やはりそこではやはり同意という面において、やはりでは意思決定においてはやはりそこはちょっと相反する部分があったのではないかと思う。で、今後やはり森林等々も含めて出てくるわけで、そうすると必ずしも森林の所有者が町内の方とも限らないというような問題も含めて、そうしたやはり問題が出てくるのではないかなというふうに考えるんですが、そうすると町長言われたように、そのまま基本的にいわゆる町内会等に入っているからという考え方だけでは、やはり排除されてしまう方が出てしまうのではないかなというのが、実際の熱川の経験とそういう問題から懸念します。その辺がやはりどうかということをお聞きしたいと思います。

切り売りについては、法律もあるし、町長言われたような条例の中で、一団のものとしてみなして対応するというので、ぜひ本当にこう切り売りによって乱開発が進むということはないようにしたいとお聞きしたいと思います。

3点目、経過措置の問題で課長あれでしょうかね、これは現在東伊豆町、相談来ているというものについては相談ですから、今後ともやはり今回条例制定した場合に、当然町の条例に対応していただくということになるということ間違いはないでしょうか。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点目の、熱川地区の風車の関係、そういう懸念があると。これも反省材料といたしまして、そういうことがもう分譲地の方からも色々言われました。それを反省材料ともうするほかないようなことをやっていきたいとも考えておりますので、条例となってもこれで対応していきたい、まあそれでご理解願いたいと。

経過措置におきましては、今のところは多分まだあったとしても絶対やってはならないことではございますから、これはうちの町は土地利用委員会でも1,000平米以下ともうたっておりますし、必ず同意は必要ですということをお聞きしておりますもので、それは多分大丈夫だと思います。それはまた原課のほうに説明いたさせます。1点目につきましては、そういうような対応をしていきたいと思っております。

3点目は現状の。

○議長（飯田桂司君） 建設課長。

○建設課長（桑原建美君） 今相談来ているものについては、当然この条例が施行されれば、この条例に沿って粛々とやっていくということでございます。

○議長（飯田桂司君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長その住民のところで町長言われたように、1つの教訓としてやはり考えていくという大事な観点だと思います。同時にやはり通常今までの土地利用なんかの考え方で言うと、やはりいわゆる利害関係者というような言葉で対応する部分もあろうかとは思うんですよ。ここの3条の文面では、農林水産業を営む団体というような形で、団体だけが、やはり被害を受けるということになるのかなと、ここは場合によっては団体もしくは没個人という概念があっても、その山を持っているとか、それは町内に在住しているかどうかということ、そして、その事業の計画の下流域に土地を持ち、山林なりを持ってやっていくというふうなことを考えたりする場合に、そういうことのほうがより厳密ではないかというふうに私は考えたんですけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） まず今、下流のことは大変心配しております。当然心配する中で、当然漁協との当然排水流れる中で、当然漁協さんとの関係も出てきます。そういう中で当然河川の改修とか、また町も土地利用の中で河川改修しなければならないと、そういうことは当然隣接の方、下流の所有者も心配もある。当然町といたしましてもそれは当然考えねばならない。当然いろんな中で今までだめになりましたテニスコートのこと、そしてまた、ありました川のことをどうするか、いろんなこと、また縦貫道の埋土のことも下流のことも皆さん心配しておりました。当然それは町といたしましても、大変それはやることで、これをまたやりますとまた莫大な時がかかる、これは今言ったような中で町としては対応していきたいと考えておりますので、また御理解願いたいと思います。

補足とかまた原課から説明。

○議長（飯田桂司君） 建設課長。

○建設課長（桑原建美君） 事業施工時から離れた場合についてのことなんですけれども、これにつきましては、第12条におきまして、町長は同意の際、自然環境の保全または災害もしくは生活環境への被害等の防止のために必要な条件を付することができるというふうな文面がうたってございますが、ここの解釈としましては、この事業地から離れていても、同意書を添付するということを義務づけておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯田桂司君） ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第59号 東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第60号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）

○議長（飯田桂司君） 日程第6 議案第60号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました、議案第60号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に5,493万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を52億5,651万5,000円とするものであります。

補正内容といたしましては、同報無線操作卓の更新に係る経費や、小・中学校、幼稚園のエアコン設置に向けた設計業務委託料、その他急を要する項目について予算措置した内容であります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ただいま提案されました、議案第60号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について概要を御説明いたします。

平成30年度東伊豆町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,493万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,651万5,000円といたします。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

（地方債の補正）

第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正によります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

18款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に761万2,000円を追加し、2億7,782万9,000円といたします。

1節財政調整基金繰入金、細節1財政調整基金繰入金761万2,000円の増は、今回の補正における財源不足額を補填措置いたしました内容でございます。

3目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額に432万2,000円を追加し、9,717万9,000円といたします。

1節ふるさと納税基金繰入金、細節1ふるさと納税基金繰入金432万2,000円の増は、歳出に計上しております、小・中学校、幼稚園への空調設備設置に係る、設計業務委託料の財源として活用するため、増額措置するものであります。

21款1項町債、7目消防債、補正前の金額に4,300万円を追加し、4,300万円といたします。

1節消防債、細節1同報無線維持管理事業4,300万円の増につきましては、歳出の同報無線操作卓更新のための、起債の増額措置であります。

8ページ、9ページをごらん願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に194万4,000円を追加し、4億7,648万6,000円といたします。

事業コード15ふるさと納税寄付推進事業、12節役務費、細節12広告料194万4,000円の増に

つきましては、本年度低迷しておりますふるさと納税について、年末に向けてPRを強化するため増額するものであります。

15目ふるさと納税基金費、補正前の金額から194万4,000円を減額し、9,817万6,000円といたします。

事業コード1ふるさと納税基金管理事業、25節積立金、細節1基金積立金194万4,000円の減につきましては、先ほどのふるさと納税寄付推進事業の広告料への振りかえによる減額であります。

2項徴税費、1目税務総務費、補正前の金額に123万8,000円を追加し、7,935万円といたします。

事業コード1税務総務事業、23節償還金利子及び割引料、細節1町税過誤納還付金99万9,000円の増につきましては、固定資産税の更正などに伴い、不足が見込まれるため増額するものであります。

細節2還付加算金23万9,000円の増につきましても、同じく不足額を増額措置するものであります。

3款民生費、4項1目災害救助費、補正前の金額に205万円を追加し、325万円といたします。

事業コード1災害救助事業、20節扶助費、細節1災害見舞金205万円の増につきましては、9月に発生した奈良本地区の火災に係る見舞金の増額であります。

10ページ、11ページをごらん願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目保健・福祉センター費、補正前の金額に32万4,000円を追加し、3,262万4,000円といたします。

事業コード1保健・福祉センター維持管理事業、11節需用費、細節5修繕料32万4,000円の増につきましては、施設老朽化に伴い、修繕箇所が増加したため、不足額を増額措置するものであります。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の金額に400万円を追加し、3,770万5,000円といたします。

事業コード1商工振興事業、19節負担金補助及び交付金、細節4リフォーム振興事業補助金400万円の増につきましては、9月補正で増額したものの、台風被害などの影響もあり、再度増額するものであります。

8款1項消防費、4目防災対策費、補正前の金額に4,300万円を追加し、7,863万7,000円

といたします。

事業コード5 同報無線維持管理事業、18節備品購入費、細節1 同報無線操作卓4,300万円の増につきましては、雷被害による故障から、現在仮復旧の状態で運用しており、早急に更新する必要が生じたため、増額措置するものであります。

12ページ、13ページをごらん願います。

9款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、補正前の金額に185万6,000円を追加し、185万6,000円といたします。

事業コード1 小学校空調設備整備事業、13節委託料、細節1 空調設置工事設計業務委託料185万6,000円の増につきましては、国が打ち出した空調設備の整備推進のための制度を活用すべく、早急に設計を進めるため、増額措置するものであります。

3項中学校費、3目学校建設費、補正前の金額に120万5,000円を追加し、120万5,000円といたします。

事業コード1 中学校空調設備整備事業、13節委託料、細節1 空調設置工事設計業務委託料120万5,000円の増につきましても、空調設備の早期整備のための増額措置であります。

4項幼稚園費、2目幼稚園建設費、補正前の金額に126万1,000円を追加し、126万1,000円といたします。

事業コード1 幼稚園空調設備整備事業、13節委託料、細節1 空調設置工事設計業務委託料126万1,000円の増につきましても、同じく空調設備の早期整備のための増額措置であります。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

第2表、地方債の補正であります。消防債の同報無線維持管理（操作卓更新）事業で4,300万円を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでありますので、御確認願います。

4ページ、5ページをごらん願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず歳入ですが、補正前の額52億158万1,000円に、5,493万4,000円を追加し、52億5,651万5,000円といたします。

次に歳出ですが、補正前の額52億158万1,000円に、5,493万4,000円を追加し、52億5,651万5,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は、地方債が4,300万円の増、その他財源が432万2,000円の増、一般財源を761万2,000円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長まず歳入の関係ですけれども、今回ふるさと納税の基金のほう取り崩しをしてエアコンのほうを設計委託のほうに回しているという形なんですけれども、これは、当然設計をした場合、その後工事というのが入るんですけれども、工事についてもふるさと納税を活用するというようなお考えで今回こういう形になっているのか、この点を一応確認としてお聞かせいただきたいと思います。

2つ目に、町債の関係なんですけれども、この財源措置につきましては、地方交付税の算入等の財源措置の状況は、どうなっているのかなというのを2つ目にお伺いしておきたいと思います。

3つ目に、11ページにおける同様の新しい同報無線の操作卓の関係ですけれども、当然新しい操作卓を購入するということで、いろいろ新しい機能ということで、今までのものではできなかったメリットというのが幾つかできてくるかと思うんですけれども、それについてはどういうものが新しい対応として可能になってくるのか、その辺の優位性についてもお聞かせをいただきたいと思います。

次に、13ページのエアコンの拡張整備の関係なんですけれども、これは全体としてどういう基準でそれぞれ幼稚園、小中学校へ設置する、設置の個数とかね、個数何基どういう基準でその小学校へはどういう基準で何基設置するとかというようなことを考えて、この設計予算というものを計上しているのか、その根拠もお聞かせください。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） 2点目、3点目は原課から説明いたさせます。

1点目、4点目ちょっと答弁させていただきたい。まず1点目、これふるさと納税、これはまた財政と相談いたしたいと思いますけれども、基本的にはこのやつはふるさと納税でやっていきたいなと考えております。しかしこれもまた財政と相談させてください。自分としては基本的にはふるさと納税でこれは対応していきたいと考えている。

次にエアコンの関係でございます。これは皆さんに今度全協の時に言います。国のほうが相当手厚いものをやっておりますものでこれ、一応各学校普通教室、これ全てやる計画でい

ます。やはり最初財源的なある程度ね、使っていく普通教室だけやろうかとそういうことを考えておりましたけれども、今国が大分財源的にも大変有利なものを出してきておりますもので、この学校関係に関しましてはもう、普通教室全てにやる方向で今考えております。できれば特別教室もできればいいなと考えておりますけれども、これはあくまでも国のほうの政策でとりあえず普通教室は手厚くやりますよと言っておりますもので、普通教室に関しましては一応全て設置していきます。そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

あと2点目、3点目には原課に説明いたさせます。

○議長（飯田桂司君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） 私のほうから、起債の関係でございますけれども、まずは同報無線の維持管理事業の4,300万円、これにつきましては、緊急防災減災事業債ということで、充当率の100%を交付税措置が元利償還金の70%ということの有利な措置でございます。

それから関連でございますけれども、エアコンの関係の設置についての設計業務については、町長申し上げたとおり、ふるさと納税ということで充当させていただく予定でございます。それから本工事につきましては、御案内のとおり、現在24日から開会しております臨時国会において、今回大きな目玉となっております、冷暖房の設備対応臨時交付金というのが今回新規に設けられておりまして、それが3分の1の補助、それから補助裏が100%充当、それで60%交付税算入というふうな形で、非常に今回限り、今年度限りというふうな規定のもとでの交付金、それから補正予算債というふうな形になっておりますので、それに該当するべく、準備進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、新しい操作卓の機能につきまして、説明させていただきます。

今のアナログの操作卓についてはほとんど機能はございませんので、今度入れるものにつきましては、事前に文章を打ったものを予約登録をして音声合成という形で人がしゃべるのではなくて機械から流れた音声で放送ができるようになります。それと同時に打ったものがメール配信という形もできるようになります。あとは、今特別委員会で検討していただいています、いろいろな機能も最終的には入れ込むということができるような改良もお願いしてございます。

以上です。

○議長（飯田桂司君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうしますと、まず、ふるさと納税の関係で言うと、やはり、今の基金状況というのが確認をちょっとさせていただきたい。基金残はこの補正予算執行後の基金残はどうなりますでしょうか。

同報無線の起債と空調設備について有利な今状況にあるということについては、お聞きいたしました。同報無線の問題で言うと、課長あれでしたっけ、操作についてパソコンでの操作遠隔的な操作の問題がどうなっていくのかという問題と、いわゆる町民の皆さんから再三あるいわゆる火事の放送問題、いわゆる広域消防との連結をさせて、デジアナ変換という問題が、アナログデジタル変換という問題があったりするんだけど、その辺については、メールも含めて、接続をして、火事の情報というものを町民に知らせるというようなことについては、この操作卓等のほうで対応できるのか、しないのかというようなところがありますね。その点をお聞かせください。

最後に、空調の問題ですけれども、今回いろいろな経過、背景があって急いだということで、それは十分理解できる。同時に急いだ、急がなければならない、もう一つの理由というのは、やはり工事の問題だと思うんですね。結局みんなが冬休み、春休みというところに集中した場合、やはり工事が十分対応できなくなるのではないかな、そうするとやはり場合によって例えば3学期授業をやっているもやはり教室授業もやはり移動してでもやはりやるとかということをししないと、普通にノーマルにみんなが春休み、夏休みといたら当然機材も含めて人材のほうも確保できなくてというような事態が起こり得るのではないかなというのが今の情勢時代ではないかなと思っているんです。これらについての対応についてはどのようにお考えですか。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、エアコン関係、これは当然集中しますから、当然これはまたこれから教育委員会と打ち合わせしなければならないと考えております。

やはり夏休みの後これはやる意味はありませんから、基本的には春休みを全て終了したいと考えております。春休み中、夏休み中分と言ったら、普通教室をその中でも使用していない教室、それは多少ではそっち、夏休みにいくとは思いますが、その現在使っている普通教室に関しましても、春休みはやる方向でなくては意味がありませんもので、それはこれから教育委員会とやって、また工事関係者決まりましたら、その辺の日程調整をした中で、

春休み中に今使っている普通教室は完成させる方向でいきたいと考えておる。1番いいのは全部普通教室も全て春休みでできるのが一番いいことでございます。そういう中で1番気にしなければならないのが、集中しますもので、まず工事会社がある、それから機械、これはもう全国一斉でやりますもので、その機械が一番今苦勞しているところでございます。そんな中でまたいろんな中でもう早く契約をしてすみたいとかね、そんな早い対応の中で、町がやっていきたいと考えておりますもので、それはまた御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ふるさと納税の残高ということで、今回の補正第7号加味した中の、一応見込みですけれども、予算ベースで2億8,100万円というふうな形になっております。

以上です。

○議長（飯田桂司君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは同報無線の操作卓の関係なんですが、今操作卓は基本的にパソコンタイプ型になっております。遠隔につきましては、うちのほうの防災課にあるパソコン、要はネットワーク、庁内のネットワークを使って自席のところから打ってそれが先ほど言いました打ったものが要は変換されて放送ができるというふうな内容になっております。それと消防の火災の関係につきましては、メールを操作卓のほうで受けるんですが、その内容を音声合成というものになりますと、項目が多過ぎて音声合成が大変厳しいということで、それについてはできませんので、委員会でもお話をさせていただいています、別のシステムでどうにかならないかということで今検討をしております。

以上です。

○議長（飯田桂司君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第60号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）についてを採決し

ます。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(飯田桂司君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました

平成30年東伊豆町議会第6回臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。よって、平成30年東伊豆町議会第6回臨時会を閉会します。

皆様、御苦労さまでした。

閉会 午前10時18分